

第一編 総論

第一部 名義株式と株主間契約	2
1 民法世界と商法世界	2
2 最高裁昭和42年11月17日判決の読み解き方.....	3
(1) 下級審判決からみえる事実関係	3
(2) 各審級裁判所の判断	4
(3) 民事訴訟では裁判所はその事件に対し判断する	6
(4) 最高裁判所の判断の真意をつかむ	7
(5) 当事者の契約内容はどうだったのか	9
3 会社法の世界と「株主間契約」という法的手法	10
第二部 株主間契約の基礎	13
第1章 契約自由の原則	13
1 債権と契約	13
2 非典型契約	14
3 株主間契約	15
(1) 契約の法的価値	15
(2) 株主間契約と債権	16
(3) 議決権拘束株主間契約債権の特性	16
4 中小企業の少数派株主と株主間契約	17
(1) 中小企業少数派株主の悲哀	17
(2) 少数派株主の結束	18
5 会社法の強行法規性	18
第2章 株主間契約の法的性質	21
1 民法上の契約の意味	21
2 契約当事者	22

(1) 株主になろうとする者	22
(2) 組織再編と株主間契約	23
(3) 株式会社である株主	24
(4) 公開会社間の株主間契約	26
(5) 持分を有する構成員	26
(6) 推定被相続人と推定相続人間の株主間契約	27
第3章 株主間契約の会社に対する効力	29
1 債権契約の効力の性質	29
(1) 債権契約の効力の意味	29
(2) 株主間契約が会社に法的効力を及ぼす事例①	30
(3) 株主間契約が会社に法的効力を及ぼす事例②	31
(4) 株主間契約が会社に法的効力を及ぼす事例③	32
(5) 株主間契約が会社に法的効力を及ぼす事例④	32
(6) 株主間契約が会社に法的効力を及ぼす事例⑤	34
(7) 株主間契約と株主総会決議取消訴訟	37
(8) 株式の構造	38
(9) 会社法の規定と株主間契約の会社への効力	39
(10) 債権の効力、強制執行との関係	40
2 株主間契約の特性	42
(1) 株主間契約の目的	42
(2) 債権契約における訴訟・強制執行	42
(3) 株主間契約は有償双務契約とは限らない	43
3 株主全員の同意	45
(1) 全員の同意	45
(2) 事実認定の困難さ	47
4 株主間契約と定款	47
(1) 定款との比較	47
(2) 定款類似の株主間契約	48
(3) 公開	50
(4) 定款を超えて	51

5	株主間契約と種類株式	53
(1)	戦前における株主間契約	53
(2)	戦後の株主間契約	54
(3)	種類株式か株主間契約か	55
(4)	種類株式と課税	56
(5)	種類株式と相続税財産評価	57
(6)	親族外事業承継政策	57
(7)	特例事業承継納税猶予制度と種類株式の排除	58
(8)	定款、種類株式、属人株に対する株主間契約の優位性	59
(9)	画期的な判決	64
6	支配権をめぐる攻防	65
(1)	種類株式は株式の種類か	65
(2)	権利か義務か	68
(3)	「支配の分配」か「支配権の争奪戦」か	70
(4)	支配権争奪株主間契約関係図	72
7	譲渡制限株式と譲渡承認契約	74
(1)	株式譲渡制限の効力	74
(2)	別れの餞別	76
8	株主間契約解除条項、共同企業解散契約	77
9	株式会社は社団か組合か	79
第三部 株主間契約の種類		81
第1章 共同事業開始段階での株主間契約		81
1	組合	81
2	議決権拘束株主間契約	82
(1)	議決権拘束株主間契約	82
(2)	定款か株主間契約か	83
3	株主間契約と取締役合意書	84
(1)	デッドロックの発生原因	84
(2)	株主総会運営方法取締役合意書	84

4 合併企業	86
(1) 合併企業での課題	86
(2) 株主間契約は種類株式に代替するか	87
(3) 量は質に転化する	89
(4) 借入責任に関する株主間契約	90
(5) 撤退方法に関する株主間契約	90
第2章 中小企業における株主間契約の種類	91
1 中小企業会社の少数株主——その1	91
(1) 剰余金を源資とする役員報酬	91
(2) 取締役の任務懈怠	91
2 中小企業会社の少数株主——その2	92
(1) 多数派になる機会	92
(2) 拒否権株主間契約	93
3 議決権委付契約、議決権売買契約、資格譲渡契約	94
(1) 議決権委付契約	94
(2) 議決権売買契約	94
(3) 資格譲渡契約	95
(4) 解散契約	96
4 違約金付き議決権拘束株主間契約	97
(1) 違約金の増額と減額	97
(2) 違約金の税務処理	98

第二編 株主間契約の効力

第一部 議決権拘束株主間契約	102
1 議決権拘束契約	102
(1) 組合との関係	102
(2) 総株主の同意ある場合	103

(3) 株券発行がある場合	104
(4) 取締役会拘束株主間契約	105
2 種類株式は助けにならない	106
(1) 種類株式の使用範囲の縮小	106
(2) 議決権拘束株主間契約の法的効力の制限	107
3 譲渡制限ある株式	108
(1) 譲渡制限ある株式の無承認譲渡の効力	108
(2) 譲渡制限制度と議決権拘束株主間契約との関係	110
(3) 自己を拘束する自由	111
(4) 意思表示を命ずる仮処分	112
4 株主間契約の効力を否定する裁判例	113
(1) 紳士協定のようなもの	114
(2) 種類株式による株主総会の権威失墜	115
(3) 属人株による株主総会の権威失墜	115
(4) 株主総会決議取消訴訟	116
5 少子高齢化時代と株主間契約の新天地	117
(1) 少子高齢化のインパクト	117
(2) 特例事業承継税制度	117
(3) 株主間契約の非公開性	118
(4) 特例事業承継制度と第三者のためにする契約の効力と三者間 株主間契約の効力	118
(5) 資金力のない従業員持株会を事業承継媒体に転換する三つの 方法	121

第二部 株主間契約の履行強制…………… 123

第1章 基礎的留意事項…………… 123

1 紳士協定	123
2 効力維持期間	124
3 有効か無効の前に	125
4 法的効力有無の判断基準	125

5	違約金	126
6	取締役株主間の株主間契約	127
7	株主間契約上の義務と会社に対する取締役としての義務	128
	(1) 株主間契約に違反するも善管注意義務・忠実義務違反はない 場合	128
	(2) 株主間契約を履行するも善管注意義務・忠実義務違反となる 場合	129
	(3) 強制執行可能性と株主間契約の有効性	130
8	適法、有効な株主間契約の一例	131
	(1) 同意条項	131
	(2) 先買権条項	132
	(3) 強制売渡条項	132
9	違法、無効の判断基準	134
10	株主間契約の定款化	135
	(1) 定款に記載する方法	135
	(2) 解散事由を定款に規定する方法	136
	(3) デッドロック回避株式買取請求または会社解散株主間契約	136
第2章 強制執行・仮地位仮処分		138
1	債権の強制力	138
	(1) 法的強制力	138
	(2) 民法414条の意義	138
	(3) 強制履行方法	139
	(4) 強制履行権限の獲得方法	140
	(5) 債務名義	146
	(6) 強制執行の種類	146
	(7) 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	147
	(8) 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行	149
2	意思表示の強制	155
	(1) 意思表示を求める強制執行ができるか	155
	(2) 意思表示を求める仮処分	157

(3) 即決和解調書による強制執行	159
第3章 取締役会における株主間契約	163
1 株主総会と取締役会における株主間契約の異同	163
2 個別構成員の意思集約的機能と株主間契約	164
3 取締役が株主間契約をする場合	165
4 自己崩壊する取締役による株主間契約の一例	166

第三編 各論

第1章 従業員持株会による親族外事業承継の株主間契約	172
はじめに——親族外事業承継での課題	172
1 親族内承継と親族外承継	173
2 従業員等への承継の二つの問題点	174
3 従業員等が「買取する」事業承継がMBO	176
4 MBOの資金手当てと事業承継形態	177
(1) 概要	177
(2) 経営権だけ承継すれば従業員等にも買える	180
5 どこまで配当還元価額で移転できるか	181
(1) 「同族株主」の定義を考える	182
(2) 巨大「少数株主」の登場	183
(3) 「峠越え」の瞬間・・・再び「同族株主」の定義を考える	184
(4) 「峠越え」の影響	185
(5) わざと「峠越え」しない	187
(6) 「麓越え」を考える	188
(7) 小刻みに取得していく間の価額	190
(8) 越え方の類型のまとめ	191
6 親族外承継では納税猶予（事業承継税制）は使えない	192
7 一般社団法人の役員持株法人を使った親族外承継	198

第2章 従業員持株会の株式会社化	201
1 何が問題か	201
2 組合から株式会社への転換	202
(1) 従業員持株会の法的性質	202
(2) 組合員の脱退による方法の可否	202
(3) 組合の解散規定の改正	203
(4) 具体例を設定	203
(5) 森海津弁護士からの提案→「従業員株式会社」	205
3 森海津弁護士の計画——方法第1	206
(1) 方法第1	206
(2) 残余財産の分割と新設株式会社に対する現物出資についての 課税の検討	207
(3) 現物出資についての課税の検討	208
(4) LBO 類似株主間契約による資金調達	208
(5) 株主間契約 EBO	210
(6) 債権債務同時消滅	211
(7) 従業員持株会か従業員集団か	212
(8) 法律・税務上のことと経営者の決断は別	213
4 森海津弁護士の計画——方法第2	214
(1) 方法第2	214
(2) 方法第2 実行のポイント	216
第3章 長期議決権吸収信託分割株主間契約	218
1 森海津弁護士の方法第3——小規模会社向け	218
2 具体例	219
(1) 残された家族の事情	219
(2) 従業員たちの危惧	220
(3) 森海津弁護士の提案	220
3 森海津弁護士の提案内容	222
(1) 提案内容の概要～議決権吸収信託分割契約と株主契約	222
(2) 議決権信託契約の意義	223

4 議決権吸収信託分割株主間契約の骨子	224
(1) 契約当事者	225
(2) 一般社団法人丙の設立に関する事項	225
(3) 株式の信託に関する事項	227
(4) 第一議決権吸収信託分割契約の内容	228
(5) 第二議決権吸収信託分割契約の内容	230
(6) 吸収信託分割合意の内容	231
5 吸収信託分割の結果とその後	233
(1) 吸収信託分割の結果	233
(2) 信託目的の達成後の方策	234
6 信託譲渡によるさらなる展開	234
7 本書の目的との関係	238
おわりに	240
・編著者・執筆者紹介	242

◎本書の構成◎

- ① まず、第一編「総論」においては、株主間契約の法的性質を解析することに重点を置き、第一部で、名義株の株主は名義借主か名義貸主かの判定に関する著名な最高裁判決が、株式発行に資金を投下した者であると判示していると称されているけれども、実は、そのように資本の論理で理解するのは誤りであり、最高裁判所は名義貸主と名義借り主との合意内容によって決せられる、つまり民法的論理によって決せられているとしていることを明らかにします。
- ② 第一編第二部においては、株主間契約は民法上の債権契約だから会社に法的効力を及ぼすことはないとする見解は誤りであって、会社にさまざまな法的影響を与えるだけでなく、会社に法的効力を及ぼすことがあることを明らかにします。
- ③ 第一編第三部においては、株主間契約の種類の検討を通して、株主間契約と定款、種類株式、さまざまな株主間契約に類似する諸形態との比較検討を行い、株主間契約の法的有用性を解析します。
- ④ 第二編「株主間契約の効力」第一部は、第1章において議決権拘束株主間契約の法的効力の解析を行い、第2章で株主間契約の履行強制力を明らかにし、同第二部で株主間契約の民事執行法上の強制執行、民事保全法上の仮地位仮処分における位置づけを検討し、特に株主総会における議決権行使についての意思表示を求める強制執行と仮処分を解析します。
- ⑤ 第三編「各論」に入り、従業員持株会が親族外事業承継の主体となることができなにかを主要なテーマとしてその法的税法的問題を検討することを目的に、まず第1章(牧口晴一執筆)では、一般社団法人を用いる方が主として税法面から検討され、第2章では方法第1として、資金力がない従業員持株会がいかにして母体会社(株式発行会社)をEBOするかという観点から従業員持株会を株式会社に転換する方法を明らかにして、株主間契約を用いてLBO、EBOする方法を解説し、第2章4の方法第2では母体会社に負債がある場合のEBOを明らかにし、第3章の方法第3では信託を用いた吸収信託分割によって5年ないし10年かけて少しずつ母体会社の株式を従業員株式会社に移転する方法を解説します。